



事業の発展を考えている事業主様への

トクトク情報

🌟「家賃支援給付金」がもらえる！

経済産業省・中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした自粛要請等によって売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

1 だれがもらえる？

中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者

2 もらえる条件は？

令和2年5月～12月の売上に注目！

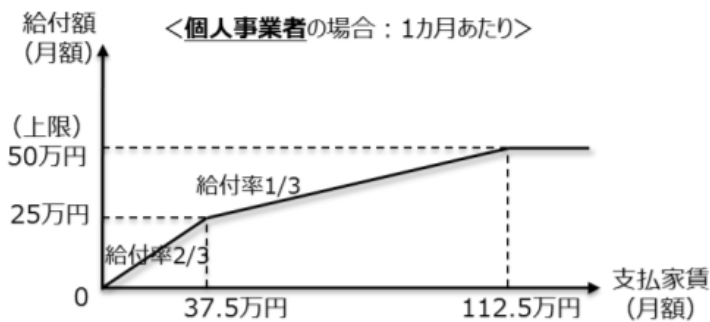
① いずれか **1カ月** の売上高が前年同月比で **50%以上減少**

② **連続する3ヶ月** の売上高が前年同期比で **30%以上減少**

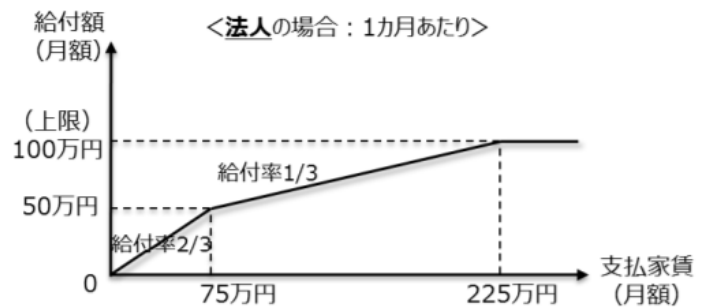
①, ②の **どちらかに該当** すればOK

3 いくらもらえる？

月額給付額の6か月分…**最大家賃の3分の2**を6か月分



個人事業者は**上限50万**



法人は**上限100万円**

◇行政書士 めぶき法務事務所では「家賃支援給付金」の申請を支援します。

お気軽にご相談ください。